

鶴見
青色申告会

鶴申だより

発行月は 4月・6月・8月・10月・12月・1月 です



発 行

鶴見青色申告会事務局

〒230-0051

鶴見区鶴見中央4-39-9

TEL 045-521-1145

FAX 045-502-0063

メール aokai230@soleil.ocn.ne.jp

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が 4月15日(木)まで延長されました！

申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限が令和3年4月15日（木）まで延長されることとなりました。また、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方については口座からの振替日も、期限が延長されました（申告所得税5月31日（月）、個人事業者の消費税5月24日（月））

なお、当会といたしましては、4月15日（木）まで受付時間内（8：45～16：00 ただし正午～13：00を除く 土日祝閉会）にご来会いただき、受付順にてご対応させていただきますこととしております。

確定申告を終えられた会員の皆様、お疲れさまでした。



電子申告にご協力いただいた会員の皆様ありがとうございました。

申告時のお手伝いとして、当会館4階での指導・受付業務など多岐にわたる役員の皆様のお力添えを、毎年力強く感じ、また感謝いたします。

税理士の先生方には、代理送信と確定申告のご相談に従事いただきまして、誠にありがとうございます。

紙面にて恐縮でございますが厚くお礼申し上げます。

会員の皆様には4月19日(月)より通常の指導・相談会を実施いたします。

ご予約制となりますので、事前にご連絡をお願い申し上げます。

また、確定申告書の見直しをした際に、間違いがあると気づいた場合は、事務局にご連絡の上ご来会ください。なお、納税額を少なく申告している場合は、「修正申告」となり、納税額を多く申告した場合は、「更正の請求」を行う必要があります。

次回は 6月発行、『6月・7月号』です。

鶴申だよりは年6回。発行月は、①4月 ②6月 ③8月 ④10月 ⑤12月 ⑥1月 です。